

【災害情報】（記者発表）東北地方整備局地震災害情報
（第10報）

平成20年6月14日8時43分の岩手県内陸南部を震源とする地震による、東北地方整備局管内の被害情報等は次のとおりです。

なお、平成20年度に創設された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、今回初めて岩手県・宮城県へ派遣され、活動しております。

1. 被災情報（21時00分現在の情報）

1) 直轄国道の規制

下記以外は点検の結果、異常なし。（点検14日16：48終了）

【宮城県】国道47号 段差発生（7～8cm）17：49段差補修完了（通行規制解除）

（大崎市 岩出山跨線橋付近）

国道4号 段差発生（5～7cm）14日16：47段差補修完了（通行規制解除）

（栗原市築館地内 新荒瀬橋）

国道4号 法面崩落が有り、崩壊岩塊撤去及び土留工（大型土のう）を設置完了。（片側交互通行中）

15日18：20規制解除

（栗原市築館地内）

【山形県】国道112号 上り車線に段差発生（15cm程度）段差補修完了（上り線14日14：10通行規制解除）

下り車線の段差補修完了（14日11：45通行規制解除）

（東村山郡中山町）

2) 直轄河川・ダム・砂防・海岸の状況

(1) 河川施設：点検終了。大きな被害報告は無し。

（緊急点検14日13：19終了 点検調査14日17：00終了）

(2) ダム施設：石淵ダムを除き点検終了。点検の結果、以下の3箇所について被災を確認。その他のダムについては異常なし。

（緊急点検14日10：54終了 点検調査14日16：40終了）

【石淵ダム】 堤体のゆがみ（目視）

『石淵ダム現地対策本部』を16：45設置し、対策にあたっています。Ku-Sat1台と照明車1台を配備。

堤体の安全を確認する必要があることから、14日14：30より放流開始。

ダムの下流（胆沢川）では、急激に水位が上昇することから、厳

重なる注意が必要です。

なお、15日7:00より有識者による現地調査を実施します。

15日実施した専門家による現地調査の結果、ダムの安全性に大きな問題は認められませんでした。

【胆沢ダム】国道397号 土砂崩れにより通行止め

衛星通信車2台・Ku-Sat（衛星通信装置）2台・照明車2台を現地配備

【鳴子ダム】点検の結果、取水放流管に亀裂が認められましたが、14日17:00応急復旧完了

(3) 砂防施設：点検の結果、異常なし。(緊急点検15:18終了)

(4) 海岸施設：点検の結果、異常なし。(緊急点検11:38終了)

3) 港湾

港湾は点検の結果、異常なし

4) 国営みちのく杜の湖畔公園

施設・キャンプ場利用者とも被害なし

5) 人的被害

胆沢ダム工事現場において被災した作業員1名の死亡を確認

2. 災害対策本部・支部体制状況 (21時00分現在の情報)

1) 東北地方整備局災害対策本部体制状況

平成20年6月14日 8時43分 非常体制

2) 現在の支部体制は別紙のとおり

3. 現地情報連絡員の派遣について

東北地方整備局では災害対策現地情報員（リエゾン）を派遣し被災地の情報収集を行っています。

派遣先：宮城県庁（企画部広域計画課から2名）

岩手県庁（岩手河川国道事務所から2名派遣し現在終了）

4. TEC-FORCEの派遣状況

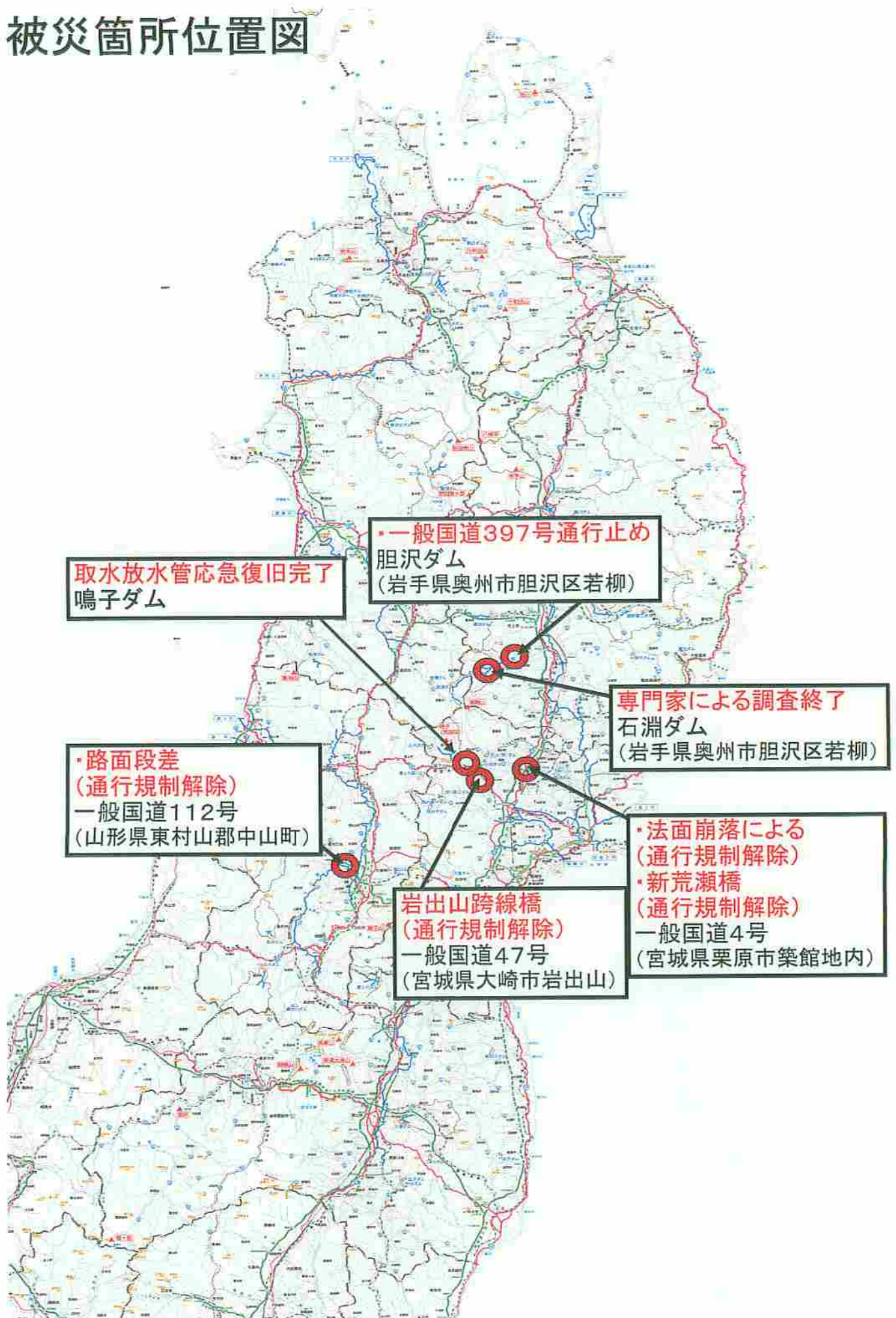
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、岩手県・宮城県内の土砂災害箇所について、被害状況調査を行っています。

問い合わせ先

東北地方整備局 TEL:022-225-2171(代)

[総括]	企画部	企画調整官	吉田 ^{よしだ} 敏晴 (内線3112)
[河川関係]	河川部	河川調査官	久米 ^{くみ} 英輝 (内線3513)
[道路関係]	道路部	道路調査官	阿部 ^{あべ} 悟 (内線4113)

被災箇所位置図



TEC-FORCEの派遣状況

※班の人数には運転員は含まない。

	先遣班				被災調査班						災害対策車等
	へり調査(6/14～)		緊急調査団(6/14～)		土砂危険箇所(6/14～)		へり調査(6/14～)		道路(6/15～)		
	班数	人数	班数	人数	班数	人数	班数	人数	班数	人数	
本省			1班	23名	1班	3名					
北海道開発局					1班	3名					
東北地方整備局	2班	5名			5班	20名			6班	18名	照明車6台(東技3台)(仙台1台)(福島1台)(湯沢1台) 橋梁点検車3台(東技3台) 衛星通信車3台(東技1台)(秋田1台)(福島1台) 待機支援車1台(東技) 遠隔バックホウ1台(民間)
関東地方整備局	1班	5名			3班	9名			4班	16名	照明車8台 遠隔バックホウ1台(ゴム履帯式0.7m3×1台)
北陸地方整備局	1班	4名			5班	20名			6班	27名	照明車5台 遠隔バックホウ3台(0.8m3×1台、1.4m3×2台)
中部地方整備局					4班	12名	へりのみ搭乗は東北地整と土研				
合計	4班	14名	1班	23名	19班	67名	—	—	16班	61名	

2. 体制状況（東北地方整備局関係）

6月15日19時00分現在

県名	事務所・管理所名	区分	防災体制状況		
—	東北地方整備局	総括	注意・警戒・非常		
青森県	青森河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	高瀬川河川事務所	河川	注意・警戒・非常		
	津軽ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	浅瀬石川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	青森営繕事務所	営繕	注意・警戒・非常		
	青森港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
	八戸港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
岩手県	岩手河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	胆沢ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	三陸国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	北上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	釜石港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
宮城県	仙台河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	北上川下流河川事務所	河川	注意・警戒・非常		
	鳴瀬川総合開発調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	東北幹線道路調査事務所	道路調査	注意・警戒・非常		
	鳴子ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	釜房ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	七ヶ宿ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	東北技術事務所	支援	注意・警戒・非常		
	国営みちのく杜の湖畔公園事務所	公園	注意・警戒・非常		
	塩釜港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
	仙台港湾空港技術調査事務所	支援	注意・警戒・非常		
秋田県	秋田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	湯沢河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	能代河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	森吉山ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	鳥海ダム調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	玉川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	秋田営繕事務所	営繕	注意・警戒・非常		
	秋田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
山形県	山形河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	酒田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	新庄河川事務所	河川・砂防・地すべり	注意・警戒・非常		
	長井ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	最上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	月山ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	酒田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
福島県	福島河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	摺上川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	郡山国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	磐城国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	三春ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	小名浜港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
東北地方整備局管内各防災体制別事務所数			5	0	4

ただし、防災体制状況においての各体制の基準は以下のとおり。

体制基準	地震災害時	風水害時
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した場合 ・津波注意報が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の発生する恐れがある場合 ・道路災害発生の恐れがある場合及び通行規制の恐れがある場合 ・高波浪・高潮の発生する恐れのある場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・津波警報（ツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による被害が発生又は発生の恐れがある場合 ・道路に被害が発生した場合及び通行規制を実施した場合、又は、広範囲に道路に被害の発生する恐れのある場合 ・高波浪・高潮による被害の発生又は発生の恐れのある場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報（オオツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 ・道路に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合及び広域的に交通途絶又は通行規制の状況に至った場合 ・高波浪・高潮により施設に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合